

農協改革をめぐる情勢について

JAグループの解体につながりかねない農業WGの意見（5月14日）

- 政府は、6月下旬の「規制改革実施計画」等のとりまとめに向けて、政府の会議体である産業競争力会議、規制改革会議などで議論が進められています。
- 規制改革会議では、農業のほか健康・医療、雇用など5つの分野についてWG（ワーキンググループ）を設置し議論が進められており農業WGでは、農業委員会、農業生産法人、農協の3つの視点から「農業改革に関する意見」がとりまとめられました。
- 特に農協改革については、**中央会制度の廃止**や**全農の株式会社化**、**信用・共済事業の代理店化**、**准組合員の事業利用制限**など、JAグループの解体につながりかねない内容となっています。
- 総合事業を展開しているJAは、世界の協同組合の範とされており、地域農業の振興や農家所得の向上に取り組むとともに、生活店舗（Aコープや給油所など）や金融・共済、介護・福祉、食農教育、防犯・防災などの事業や活動を通じて、地域経済・地域社会そのものを下支えしています。
- また、地域、県、全国の各段階における組織が連携し、JAグループ全体として食料の安定供給に大きく貢献しています。
- 規制改革会議・農業WGの改革案に従えば、組合員の事業利用に悪影響があるだけでなく、農家所得の向上、食料の安定供給、地域社会・生活の維持に大きな支障をきたすことが懸念されます。
- JAは、定款により自治法規（ルール）を定め、總會等を通じて組合員の意思を反映し、自主的に運営を行っています。中央会や連合会も同じです。

- 法人格や事業の変更・廃止等を一方的に強制する農業WGの意見は、民間組織の運営・自治に過大に関与するものであり、**組合員＝利用者の相互扶助組織である協同組合の理念や実態を全く無視した内容**となっています。

農業WGの農業改革案のポイント

農業生産法人

- 農業を一定期間継続しているなどの条件を満たし、農業委員会の許可を得れば企業が農地を取得できる。
- 企業による出資制限を、出資割合50%未満に引き上げるなど。

農業委員会

- 農業委員会の委員の選任について、選挙制度を廃止、市町村長が選任する選任委員に一元化する。
- 全国および都道府県農業会議所制度の廃止など。

農 協

- JAの信用事業を農林中金に移管。JAでは信用・共済の窓口・代理業を行う。
- 准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1以下に制限。
- 中央会制度を廃止。
- 全農は株式会社に転換など。

農協改革案等検討スケジュール

- 5月14日 農業WGの意見
- 6月10日 与党案とりまとめ
- **6月13日 規制改革会議答申**
- 6月末規制改革実施計画等へ反映

6月13日 規制改革会議答申～5年間で自己改革を実行～

- 規制改革会議は、6月13日、JAグループの要請等を踏まえて決定した与党の改革案に沿った形で同会議の答申をとりまとめました。
- 答申では、信用事業の移管（代理店化）は「選択制」に、全農の株式会社化は「自主的な判断」に委ねられるなど、自主的な判断が尊重されることとなりましたが、今後5年間で「農協改革集中推進期間」とし、答申が示した考え方に即した自己改革を実行するよう求められました。

規制改革会議答申のポイント

- 農林中金への信用事業の移管（代理店化）は選択制
- 全農・経済連の株式会社化は自主的に判断
- 准組合員の事業利用制限は「一定のルール」を導入する方向で検討
- 中央会はJAグループ内での組織討議も踏まえて「新たな制度」に移行
- 5年間で農協改革集中推進期間とし自己改革を実行

参考：農業WGの「農協改革案」（5/14時点）での組合員・JAへの影響

農協改革案のポイント

信用・共済事業の代理店化

- JAの信用事業を農林中金に移管する。
- JAでは信用・共済事業の窓口・代理業を行う。

准組合員の事業利用制限

- 准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1以下とする。

全農の株式会社化

- グローバル市場における競争に参加するため、全農を株式会社に転換する。

中央会制度の廃止

- 農協法に基づく中央会制度は廃止し、シンクタンクや他の団体等の組織とする。

組合員・JAへの影響

- 代理店方式では、リスクを負わない分、JAの収益が大幅に減る可能性が高く、営農指導のほかJA経営にも影響する恐れがあります。
- 総合事業のなかで、とりわけ経済事業と信用事業は一体的に運営されており、生産資材費や販売代金の精算などの資金決済機能、選果場等の建設・経済事業の代金決済などに係る資金対応等への影響が懸念されます。
- 准組合員の事業利用が制限されると、JAの全ての事業に影響し、結果としてJA経営が大幅に悪化することが懸念されます。
- 准組合員が事業を利用することで事業が安定し、事業量が増えることで「スケールメリット」を確保し事業運営が効率化され、農家の所得向上にも寄与しています。
- 特に農村部では、Aコープや給油所、ATMの設置等により、JAが地域のライフラインを支える機能を担っており、准組合員の利用を制限することは、地域社会・生活に多大な影響を与えかねません。
- 株式会社化により独禁法の適用除外がなくなり、共同購入、共同販売等の共同行為ができなくなり、購買や販売に係る価格交渉力が低下し、結果的に農家の所得向上にとって不利益となることが懸念されます。
- 株式会社の基本的な性格は利益を優先することにあるため、条件不利地域等への対応が困難あるいは消極的となることも想定されます。
- 中央会は、指導・監査・代表調整などJA・連合会ができない機能・役割を担っています。特に、JAが自己解決が難しい危機的・非日常的な状況（例えば破綻懸念のJAの再建に向けた合併等の指導など）において大きな役割を果たしています。
- 農協法上、中央会には、農業政策等について行政に対する建議権が付与されています。
- 中央会廃止により、こうした指導・代表等の機能が十分に果たせなくなる恐れがあります